

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣
世耕 弘成 宛

原子力委員会委員長
岡 芳明

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画について

平成28年10月14日付け20161012資第6号をもって意見を求められた原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第1項の規定に基づき使用済燃料再処理機構から申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画については、別紙のとおりである。

(別紙)

(案)

使用済燃料再処理機構が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画 に対する意見について（見解）

平成28年10月28日
原子力委員会

この度、平成28年10月14日付け20161012資第6号をもって、経済産業大臣より、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ意見を求められた、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）について、以下の通り意見を示す。

今般の実施中期計画では、法令上の要件である、再処理や再処理関連加工の実施場所等について述べているが、これらの施設は国際原子力機関（IAEA）の保障措置下にあること等から、平和利用の観点からは妥当であると考えられる。他方、再処理や再処理関連加工の実施時期及び量に関する記述は無いことから、プルトニウムの需給バランス確保の観点からは現時点において意見を申し上げる状況にはない。このことから、今後、これらの実施時期及び量を含む実施中期計画が再処理を実施する前に提示されることを求める。

原子力委員会としては、平成28年3月29日付け「電気事業者におけるプルトニウム利用計画等について（見解）」において、電気事業者が策定・公表する「プルトニウム利用計画」に関する考え方について示したところであり、当該利用計画においてプルトニウムの利用目的及びその数量が明確化されることを期待しているところである。今後、再処理や再処理関連加工の実施時期及び量に関する記述を含む実施中期計画の認可に際しては、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルトニウム需給バランスについて、具体的かつ現実的な見通しが明示されていること、プルトニウム利用計画との整合性が図られていることを確認するよう期待する。

また、原子力委員会としては、この度設立された機構の実施中期計画の下で事業を推進するに当たり、機構及び事業を委託する事業者の双方のガバナンスが重要であると認識しており、その観点から実施中期計画を実施するための適切な役割分担、実施体制の下、効率的・効果的に事業が推進されることを期待する。

六ヶ所再処理施設が安全・順調に操業することは、核燃料サイクルにとって重要である。そのため、日本原燃株式会社は適切な工程管理と施設周辺環境保全に加えて技術的知見の蓄積・継承に取り組むとともに、学理を習得し、技術的知識も有する人材育成についても強力的に推進されることを期待する。

以上